

資料 7

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



第 4 次 埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ） （令和 9 年度～令和 1 3 年度）

素案

目次

1	本計画策定の目的及び背景.....	1
(1)	目的及び背景.....	1
(2)	体制の整備.....	1
2	管理すべき鳥獣の種類.....	3
3	計画の期間.....	3
4	管理を行う区域.....	4
5	県内のニホンジカの現状.....	4
(1)	分布状況.....	4
(2)	生息状況.....	5
(3)	被害状況.....	6
6	第3次計画の評価.....	8
(1)	個体数管理に対する評価.....	8
(2)	管理ユニット別の目標に対する評価.....	9
(3)	総括.....	9
7	本計画の目的及び目標.....	10
(1)	個体数管理の目標.....	10
(2)	生態系保全対策の目標.....	11
(3)	農林業被害対策の目標.....	11
8	個体数管理.....	11
(1)	個体数管理の考え方.....	11
(2)	捕獲目標.....	11
(3)	捕獲圧強化に対する取組.....	13
9	植生などの生態系保全に関する取組.....	14
10	農林業被害防止に対する取組.....	15
(1)	農業被害の低減化.....	15
(2)	林業被害の低減化.....	16
11	モニタリング等の調査研究.....	17
12	その他管理のために必要な事項.....	17
(1)	捕獲の担い手確保.....	17
(2)	捕獲従事者等へのルール徹底.....	17
(3)	錯誤捕獲への対応.....	17
(4)	ダニ媒介等の感染症への注意喚起、対策等.....	18

資料編

資 1	県内におけるニホンジカ生息状況.....	20
資 2	県内におけるニホンジカの捕獲数の推移.....	21
資 3	県内におけるニホンジカの被害状況.....	22
資 4	捕獲従事者状況.....	27

1 本計画策定の目的及び背景

(1) 目的及び背景

本県では、生態系の変化、生息環境の変化のほか、温暖化等の人為的影響により、平成 10 年代から、スギ、ヒノキ等の新植地において、ニホンジカによる苗木の食害が深刻化しはじめた。

そのため、平成 18 年度から特定鳥獣保護管理計画^{*1}を策定し、関係機関と連携しながら、ニホンジカの管理に関する様々な施策を展開してきた。

しかしながら、ニホンジカによる農林業被害は、従来はスギやヒノキ等の苗木の食害が主であったが、近年では生息域の拡大や生息密度の高まりに伴い、農業被害の顕在化や壮齢木の剥皮害^{はくひ}が認められている。

さらに奥秩父主稜線付近では、高山植物の食害や天然林の大径木の剥皮害も広がり、希少植物の保護、森林生態系への影響も危惧されている。

本県では、平成 26 年 5 月の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、著しい被害を及ぼす鳥獣の管理（生息数の減少及び生息域の縮小）の強化等を目的とする計画体系の見直しが行われ、鳥獣保護管理法^{*2}（以下：法）第 7 条の 2 の規定に基づき第二種特定鳥獣管理計画を策定した（計画期間：平成 27 年 5 月 29 日～平成 29 年 3 月 31 日）。

以降、第 2 次計画（計画期間：平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日）、第 3 次計画^{*3}（計画期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日）と対策を続けてきたが、森林生態系への影響や農林業被害が著しく、生息域の範囲が拡大していることから、今回第 4 次計画を策定することとする。

本計画は、人とニホンジカとの軋轢を解消することを通じて、生物多様性の確保や防災、生活環境の保全、農林業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 体制の整備

本計画の目的を果たすために、ニホンジカの管理については、環境省の基本指針^{*4}に基づき、国・県・市町村がそれぞれ役割を分担し、連携しながら推進する。

加えて、本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であるため、県は、関係行政機関、農林業団体、猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、合意形成を図りな

*1 現、特定鳥獣管理計画

*2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

*3 第 3 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）

*4 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（R03.10 告示）

がら各種対策を推進する。

ア 県

県は、計画の策定や変更、達成状況の評価を行うとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業^{*5}を実施する。

また、国や他都県とは広域的な連携を確保し、出没情報の共有や捕獲の実施を行い、市町村とは、情報共有や広域的な連携の促進、特に市町村単独での対応が困難な地域においては、個体数調整のため、必要な支援に努める。

捕獲数、生息状況、被害状況等の情報を収集・分析し、国、他都県との施策の連携や捕獲のための調査研究を行う。個体数管理の実現に向けた実践的研修の実施など狩猟の担い手の育成を行う。

野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査、および関係部局と連携したサーベイランスといった防疫対策を実施する。

その他、専門的な見地から、本計画の遂行状況について、分析・評価するとともに、必要な見直し等を検討するため、有識者、関係団体、行政関係者からなる特定鳥獣保護管理検討委員会を、必要に応じ開催する。

イ 市町村

市町村は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき委譲された有害鳥獣の捕獲許可^{*6}の適切な運用を図るとともに、管内における鳥獣の生息状況、被害状況、対策の効果を適確に把握・分析した上で、捕獲を実施する。

実施に当たっては、定期的に、地域の実態に即した捕獲体制を構築する必要があることから、地元猟友会など関係機関と連携する。

捕獲結果の県への提供を実施する。

市街地への出没など住民の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがある緊急事態においては、県、警察その他の関係機関と密接に連携し、迅速かつ適切に対処するための体制を整備する。

ウ 県民・事業者

県民・事業者は、防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管理）の除去といった、個々の農地や集落全体の

^{*5} 鳥獣保護管理法第二条第五項に基づき環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業

^{*6} 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条別表により規定される鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可

被害防除対策を実施するなど、被害防止に向け、県、市町村の施策に協力する。

また、ニホンジカの農地周辺や市街地での目撃、出没の情報を県や市町村に提供する。

【県】

- ・ 特定鳥獣管理計画の策定
- ・ 全県の捕獲数、生息状況、被害状況等の情報収集・分析
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ・ 隣接都県、市町村との連携体制の構築
- ・ 県民・事業者等が行う被害防除対策への支援
- ・ 捕獲のための調査研究の実施
- ・ 狩猟の担い手の育成
- ・ 特定鳥獣保護管理検討委員会の開催

【市町村】

- ・ 地域の状況に応じた管理や防除対策の実施
- ・ 捕獲許可の適切な運用による地域の実態に即した捕獲体制の構築・強化
- ・ 管内における生息状況、被害状況等の情報収集・分析
- ・ 捕獲結果の県への情報提供

【県民・事業者】

- ・ 防護柵の設置等、被害防除対策の実施
- ・ 県・市町村の施策への協力
- ・ 県、市町村への目撃、出没の情報の提供

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

3 計画の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの間

計画の実行性を担保するため、中間年度（令和11年度）を目途に、計画の見直しを行う「ローリング」を実施することとする。

なお、生息状況又は社会状況等に大きな変動があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 管理を行う区域

本計画から東松山市、行田市及び深谷市の3市を追加する。

管理ユニットA（西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所管内）

…飯能市、東松山市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

管理ユニットB（秩父環境管理事務所管内）

…秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

管理ユニットC（北部環境管理事務所、東部環境管理事務所管内）

…行田市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、寄居町

県は、ニホンジカの生息状況の的確な把握、地域の実態に即した個体数調整や防除対策の実施のため、管理が行われるべき区域として環境管理事務所の管轄区域により前記の3ユニットに区分し、管理を実施していく（図1）。

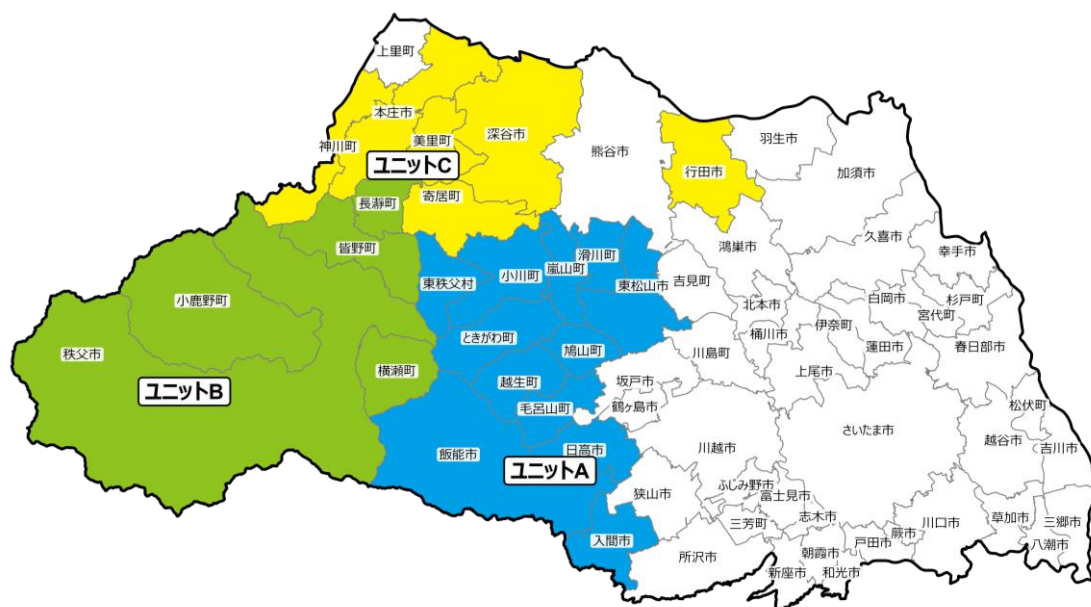


図1 管理ユニット

5 県内のニホンジカの現状

(1) 分布状況

本県におけるニホンジカの生息域は、現在拡大傾向にある。明治時代から昭和初期にかけては秩父市（旧大滝村）などの山林に限定されていたが、昭

和後期以降に広がり、現在では秩父・児玉・比企および西部の各地域にまで広く定着している。この拡大傾向は近年も継続している（図2*⁷）。

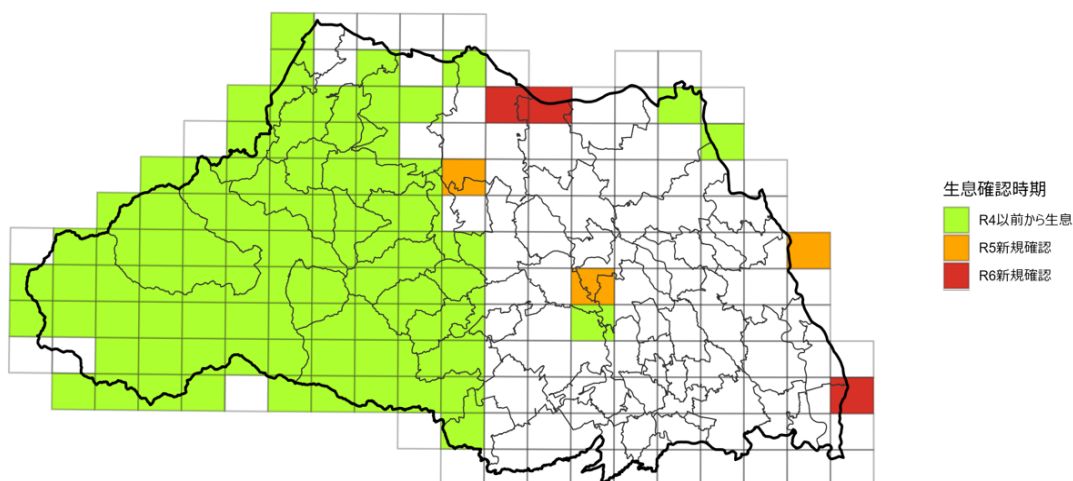


図 2 令和4年度以降のニホンジカ生息メッシュ

(2) 生息状況

本県におけるニホンジカの個体数は、令和元年度まで増加傾向にあったが、以降は緩やかな減少に転じている。

階層ベイズモデル*⁸による個体数推定結果（令和7年度生息状況調査による推定値）によると、令和6年度の個体数は中央値11,690頭（90%信用区間：8,239-19,005頭）であった（図3）。

*⁷ 統計上、生息が推定される地域を示しており、色が塗られていない地域においてもニホンジカが実際に生息している場合もある。

*⁸ 個体数と相関がある捕獲数や狩猟者登録数当たりの捕獲数等の指標と、これまでの研究で範囲が推定されている自然増加率等の生態情報を活用して、統計解析から個体数を推定する方法

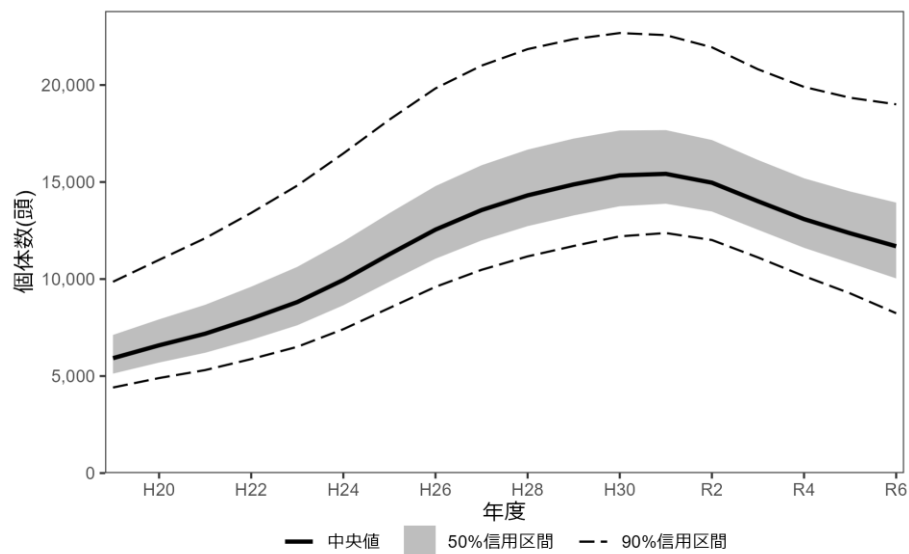


図 3 階層ベイズモデルによる個体数推定結果
(令和 7 年度生息状況調査)

(3) 被害状況

ア 農林業被害

ニホンジカによる農業被害金額は、平成23年度以降、増減を繰り返しながらもおおむね1,500万円前後で横ばいの傾向が続いている。一方、林業被害面積は、平成21年度以降、一時的な減少は見られるものの、全体としては増加傾向にある（図 4）。

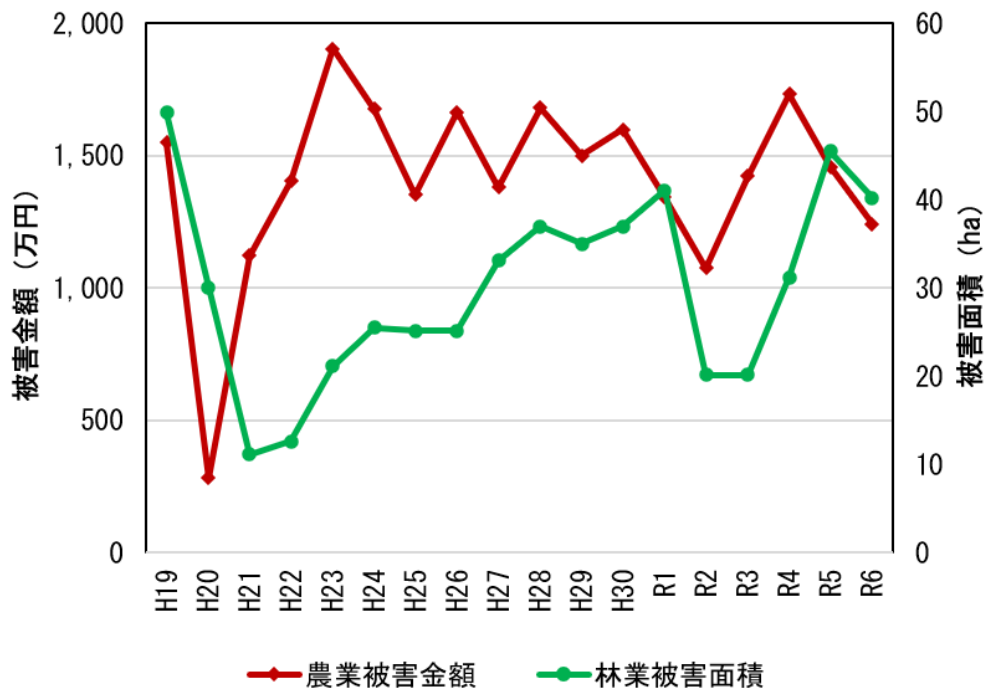


図 4 農林業被害金額の推移（県農林部資料）

イ 生態系被害

ニホンジカによる生態系被害として、草本類や樹木の葉の採食や樹木への剥皮、角こすりによる損傷といった短期的な影響と、木本類の矮性化*⁹、枯死、不嗜好性植物*¹⁰の繁茂、林床植生の衰退や消失、土砂の流出、裸地化といった長期的な影響がある。令和7年度の自然植生被害等調査では、ニホンジカの生息域全域の多くの場所でニホンジカによる採食が確認された。特に、秩父地域では、長期にわたってニホンジカの採食の影響を受け、森林生態系に大きな影響を与えている。実際に、奥秩父山地や両神山などの秩父地域の高標高域では、不嗜好性植物が繁茂している地域があり、ニホンジカの影響によると考えられる土砂の流出や崩壊が発生している。

ウ 人身被害等

ニホンジカによる人身被害は近年報告されていない。県内の市街地出没は、平成28年度には報告がなかったものの、平成29年度以降は毎年確認さ

*⁹ 樹木の頂芽（最上部の新芽）の損失により、鉛直方向への成長が阻害され、樹高が高く育たないこと。

*¹⁰ シカが好んで摂食しない植物種のこと。

れている。令和 7 年度には過去最多となる17件が報告された（表 1）。

表 1 県内のニホンジカの市街地出没の発生件数

年度	市街地等への 出没件数（件）*
H28	0
H29	5
H30	3
R1	14
R2	10
R3	6
R4	6
R5	8
R6	12
R7	17

*同一と思われる個体の連続出没を含む延べ報告件数

6 第 3 次計画の評価

(1) 個体数管理に対する評価

第 3 次計画（令和 4 年度～ 8 年度）においては、個体数管理の具体的な数値目標として、全県での個体数目標と捕獲目標を設定した（表 2）。

表 2 第 3 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）における個体群管理の目標

	設定した目標	現状
個体数目標	平成 23 年度の推定生息個体数（8,899 頭*）から半減させる（半減目標数：4,450 頭）。	11,690 頭 (R6)
捕獲目標	個体数目標と個体数半減を達成するため、年間 4,000 頭以上を維持する。	4,455 頭／年 (R4～R6)

*「令和 2 年度イノシシ・ニホンジカ生息状況調査及び個体数推定業務」による推定値

計画期間中の総捕獲数は、令和 4 年度が 4,804 頭、令和 5 年度が 4,393 頭、令和 6 年度が 4,169 頭であり、捕獲目標については、毎年度継続して達成できた。

しかしながら、個体数目標は、令和 7 年度の階層ベイズモデルによる個体数推定の結果、令和 6 年度末は 11,690 頭（中央値）となっており、令和 2 年度時点から推定個体数は減少傾向に転じているものの、目標である

「平成 23 年度からの半減（4,450 頭）」は達成できなかった。

これは、個体数目標の達成に必要な捕獲目標の設定が低かったこと、及び計画策定時における推定個体数を過少に見積もっていたことが考えられる。

(2) 管理ユニット別の目標に対する評価

3つの管理ユニットにおける令和6年度の推定生息密度（中央値）と、平均変化率を基に目標の達成状況を評価した（表3）。

県全体を通じた評価として、最も高密度である管理ユニットBにおいて、生息密度の令和2年度から令和6年度までの平均変化率が-5.20%、管理ユニットAにおいては平均変化率が-1.53%であり、低下傾向が確認できた。生息密度が低下した要因としては、これまでの管理ユニットA及びBにおける広域捕獲事業などの対策による効果が出てきたことが考えられる。今後も生息密度の低下及び生息区域の拡大防止のため、引き続き捕獲対策の継続と強化をしていくことが必要となる。

一方で、分布が拡大してきた管理ユニットCにおいては、令和2年度から令和6年度までの平均変化率が0.90%であり、生息密度の微増傾向が確認できた。生息密度が微増となった要因として、管理ユニットB等のニホンジカの高密度地域から県東部への移入による分布拡大が進行していることが考えられる。分布拡大を防止するためには、分布拡大防止対策の実施には分布拡大を見据えた積極的な体制構築が必要となる。

(3) 総括

(1)、(2)と振り返り、第3次計画で定めた目標には達しておらず、全県的に見ると、依然生息頭数は多く、生息密度は高いままである。

そのため、近年、人身被害こそないものの、農林業被害や生態系への影響は避けられない状況にある。

よって、県では引き続き、ニホンジカを指定管理鳥獣とし、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、管理していく必要がある。

表 3 第 3 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）における管理ユニット別の管理目標の達成状況

	管理ユニット A	管理ユニット B	管理ユニット C
目標	生息区域の拡大防止	生息密度の低下	生息区域の拡大防止
令和 6 年度 生息密度	7.27 頭/km ²	11.24 頭/km ²	11.21 頭/km ²
平均変化 率 (R2-R6)	-1.53%	-5.20%	0.90%
達成状況	飯能市や小川町、ときがわ町などを含む本ユニットでは、生息密度の平均変化率が微減となっており、目標である「生息区域の拡大防止」に対して一定の抑止効果が現れていると評価できる。	秩父市や小鹿野町などを含み、県内で最も生息密度が高い地域であるが、平均変化率は明確な減少傾向を示している。「生息密度の低下」という目標に向かって、強化された個体数管理の成果が表れていると考えられる。	本庄市や寄居町などを含む本ユニットでは、生息密度の平均変化率が微増となっている。生息区域の拡大防止という目標を達成するには至っておらず、周縁部への分布拡大に対して一層の警戒と捕獲・防除対策の強化が必要である。

7 本計画の目的及び目標

本計画の目的は、人とニホンジカの軋轢を解消することを通じて、生物多様性の確保や防災、生活環境の保全、農林業の健全な発展に寄与することである。

この目的を達成するため、個体数管理について、捕獲頭数を目標として設定し、管理を行うとともに、植生などの生態系保全及び農林業被害の被害防止対策を行う。

取組内容については、継続的にモニタリングを行い、目標の達成状況や対策の実施状況を評価する。そしてその評価結果を踏まえ、対策等を立案するなど PDCA サイクルを回すことで本計画の進捗管理を行っていく。

(1) 個体数管理の目標

- 県全体のニホンジカの個体数について、平成 23 年度水準からの半減^{*11}（約 4,407 頭）を目指す。

^{*11} 抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成 25 年 12 月 26 日環境省・農林水産省）

- 前記の目標に沿って、現時点でのニホンジカの分布域における生息密度の低減化及び分布域拡大の抑制を目指す。

(2) 生態系保全対策の目標

- 管理ユニットBなどのニホンジカの高密度地域では、森林の骨格破壊や裸地化による土壌流出（山地災害リスク）を抑えるため、対策の実施により樹木の枯死が確認できる、またはそれ以上の被害発生地域が自然植生被害に関する調査（以下「植生調査」という）の実施地点中30%以下となる生息密度を目指す。
- 上記以外の地域では、生物多様性を維持し、次世代を担う樹木（後継樹）が育つ健全な森を維持・回復するため、対策の実施により不嗜好性植物以外の草本などが繁茂する地域が植生調査の実施地点中半分以上となる生息密度を目指す。

(3) 農林業被害対策の目標

- 農業被害金額を平成23年度比の半減以下（平成23年度の農業被害金額1,904万円の半分にあたる952万円以下）を目指す。
- 林業被害面積を平成23年度比の半減以下（平成23年度の林業被害面積10.5ha以下）を目指す。

8 個体数管理

(1) 個体数管理の考え方

ニホンジカは我が国の在来種であり、古来より本県の生態系を構成する重要な要素である。現在、県内の個体数は減少傾向にあるものの、依然として大きな被害が発生している地域があり、かつ生息域の拡大が生じている。そのため、適切に個体数を管理していく。

(2) 捕獲目標

個体数を適切に管理し、生息域における生息密度を低減するには、メリハリをつけつつも全体として捕獲を強化する必要がある。そこで、捕獲目標を下記のとおり定める。

計画当初2年間は、個体数増加を抑制するため、捕獲を強化し、個体数管理の目標（平成23年度水準からの半減4,407頭）の確実な達成を目指す。

捕獲目標数については表4のとおりとする。

表 4 将来予測された個体数及び目標達成のために必要な捕獲数

	年度	年度当初個体数	捕獲目標数	年度末個体数
推定結果及び捕獲実績	令和6年度	15,859	4,169	11,690
予測結果	令和7年度	15,030	3,949	11,081
	令和8年度	14,279	3,747	10,532
	令和9年度	13,622	4,500	9,122
	令和10年度	11,785	4,500	7,285
	令和11年度	9,478	3,500	5,978
	令和12年度	7,798	3,000	4,798
	令和13年度	6,271	2,000	4,271

※ 年度当初個体数は、前年度末以降に出産によって増加した個体が含まれることを想定し、年度末個体数と自然増加率の積として算出される。

なお、階層ベイズモデルの性質上、過去に遡って推定個体数が更新されることから、今後の推定個体数も変化する可能性がある。目標値と達成状況については、毎年度実施する生息状況調査の結果に応じて見直すものとする。

この捕獲目標を達成するため、表5にある管理ユニットの方針に基づき、次の取組を通じて捕獲圧を強化していく。

表 5 管理ユニットの方針

管理ユニット	方針
管理ユニット A 「分布域拡大の抑制」	北東側では、生息密度が低く、植生被害は小さいため、分布域拡大の抑制を最優先の目標とし、低密度維持のための捕獲を実施する。あわせて、適切な防護柵の設置と維持管理により、ニホンジカが定着しにくい環境づくりを推進する。一方、南西（ユニットBとの境界）では、植生被害が大きく、土壌流出リスクが高いため、重点的な捕獲を実施し、分布域拡大を抑制する。
管理ユニット B 「被害低減に向けた生息密度の低減化」	県内で最も生息密度が高く、農林業や自然植生への深刻な被害が常態化しているため、「被害低減に向けた生息密度の低減」を目標とする。指定管理鳥獣捕獲等事業などを重点的に活用し、メスジカを中心とした効果的な捕獲によって地域の生息密度を確実に引き下げる。同時に、広域的な防鹿柵の設置や林縁部の環境整備を連動させ、総合的な被害低減対策を展開し、生息密度の一層の低減化を図る。

管理ユニット C 「分布域拡大の防止」	森林面積が小さく、個体数は少ないことから、植生被害の発生は少ないが、ユニット B との境界や県境地域において生息密度が高くなっているため、分布域拡大の防止を目標とし、ユニット境界や県境での重点的な捕獲強化を行う。あわせて、適切な防護柵の設置と維持管理により、ニホンジカが定着しにくい環境づくりを推進する。
-----------------------------------	---

(3) 捕獲圧強化に対する取組

ア 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

県は、生息状況調査結果等を踏まえ、管理ユニット B 及び同 C といった特に密度の高い地域など、地域の実情に応じて、個体数管理のための法第 14 条の 2 の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

実施に当たり、県は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業実施内容等を定めるとともに、市町村や関係団体などと緊密に連携を図っていく。

イ 有害鳥獣捕獲の実施

狩猟による捕獲は、必ずしも被害実態や生息密度の多寡に応じたものとはならないため、市町村は、農林業被害の実態等を勘案の上、有害鳥獣捕獲の実施体制を確保し、県より権限を委譲された有害鳥獣の捕獲許可について、適切に運用する。

また、ニホンジカが住宅街や市街地周辺に出没し、県民への人身被害等が発生するおそれがある実態を勘案し、市町村は、住宅地等への出没に対して、従来の追払いによる対策に加え、県、警察等の関係機関と連携し有害鳥獣捕獲を実施する。

ウ 広域連携の実施

県は、広域で移動するニホンジカの対策のため、近隣都県と連携し、都県境における共同捕獲や生息調査の検討を進めていく。

また、隣接都県との連携として、環境省関東環境局を中心として開催される「関東山地ニホンジカ広域協議会」に参画し、関係機関とシカ対策に係る情報の共有等を図りながら、関東山地におけるシカの広域管理を推進する。

エ 新たな捕獲手法等の検討・研究

県は、ニホンジカの効率的な捕獲を実施するため、簡易な捕獲方法の開発等新たな捕獲手法の検討を進めていく。

例えば、わなの簡素化・小型化のための捕獲器具の開発や銃が使えないなど制約が多い環境下に対応した止め刺し器具の開発といったことが挙げられる。

また、継続的に捕獲を実施していくため、捕獲個体については、ジビエなどの利活用について、今後研究していく。

オ 狩猟期間の延長

県は、狩猟による捕獲圧を高めて生息数の低減を図るため、11月15日から2月15日までである本県の狩猟期間を、法第14条第2項に基づき、一部の市町村においてニホンジカの狩猟期間を1カ月延長し、3月15日までとする。

ただし、一般の入山者の安全を確保する観点から、2月16日から3月15日までの間の猟法は「わな猟」に限るものとし、銃器の使用は、わなにかかったニホンジカの止めさしに限り認める。

なお、狩猟におけるニホンジカの捕獲数制限については、法施行規則第10条第2項の改正により、本計画策定時点においてオス、メスともに無制限となっている。

9 植生などの生態系保全に関する取組

ニホンジカは、高密度でなければ、窒素循環等により生物多様性を促進する存在だが、高密度化することで、段階的に生態系被害を生じさせる^{*12}。広範囲に及ぶ自然林を防護することは困難であり、捕獲による生息密度の低減化を行う。

その他、裸地になった地点については、植生回復を促進する必要があることから、土地の管理者は、土壌緊縛力の高い樹種を植栽するとともに、防鹿柵を設置し、回復途上の植生を防護する。同様に、希少な植物種の防護にも、防鹿柵の設置を行う（図5）。

^{*12} 高密度化によりニホンジカが好む植物（嗜好性植物）が衰退し、不嗜好性植物が優占するようになる。次の段階では、不嗜好性植物が衰退し、ニホンジカの口が届く範囲の植物（下層植生）が消滅する。下層植生が消滅するとニホンジカは落葉まで摂食するようになり、土壌が裸出し、降雨による土壌流出を招く。

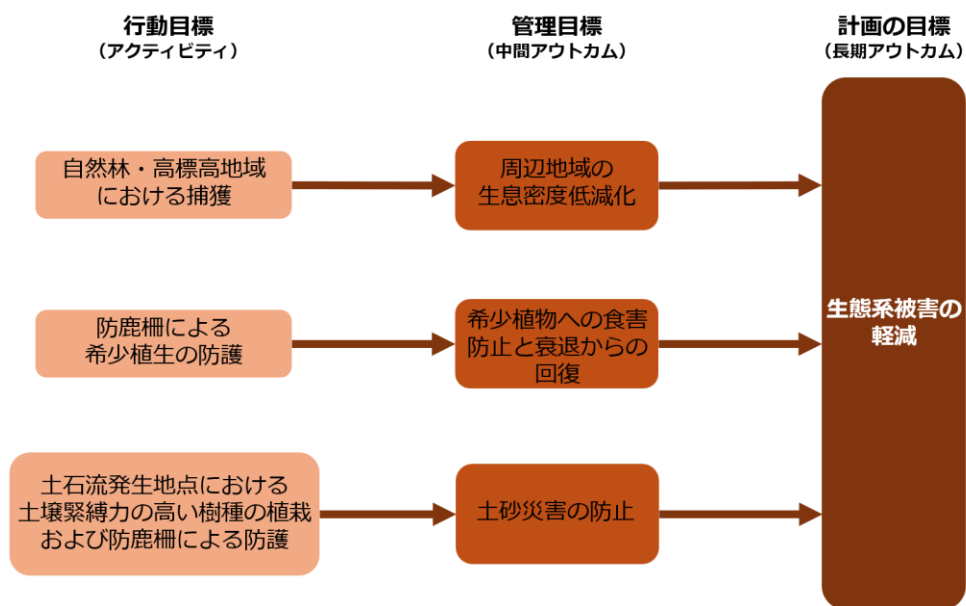


図5 生態系被害の低減化のための具体的な方策

10 農林業被害防止に対する取組

(1) 農業被害の低減化

県民・事業者は、農業被害の低減化のため、電気柵・ワイヤーメッシュ柵等により、農地を囲うなどの防護を行う

農地周辺への出没を抑制するためには、被害を発生させる個体を捕獲することに加え、藪の刈払い等を行い、出没自体を抑制する。なお、これらについて、対策実施状況と効果に関するモニタリングを行い、有効性を確認し、推進する（図6）。

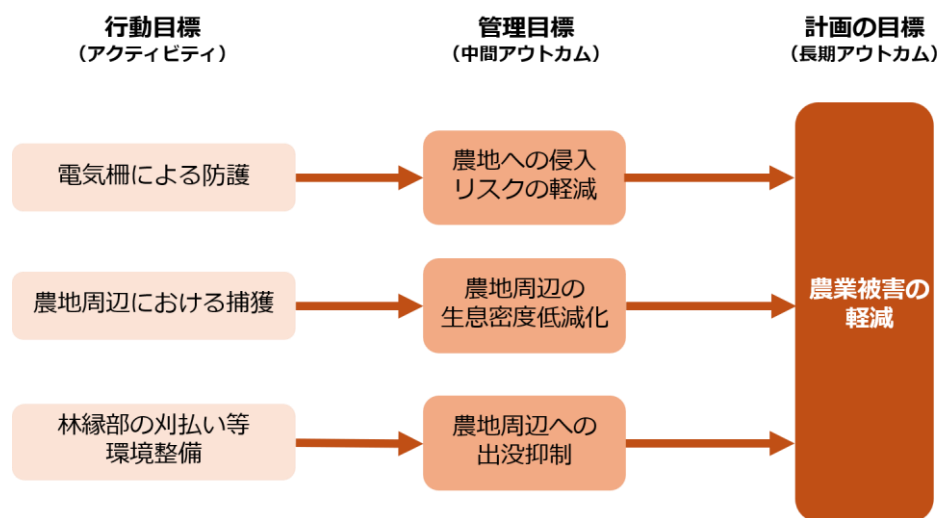


図 6 農業被害の低減化のための具体的な方策

(2) 林業被害の低減化

県民・事業者（県有林については県）は、林業被害を低減化するため、防鹿柵により植林を防護する^{*13}。併せて、捕獲により植林地を含めた地域全体での生息密度を低減化する（図 7）。

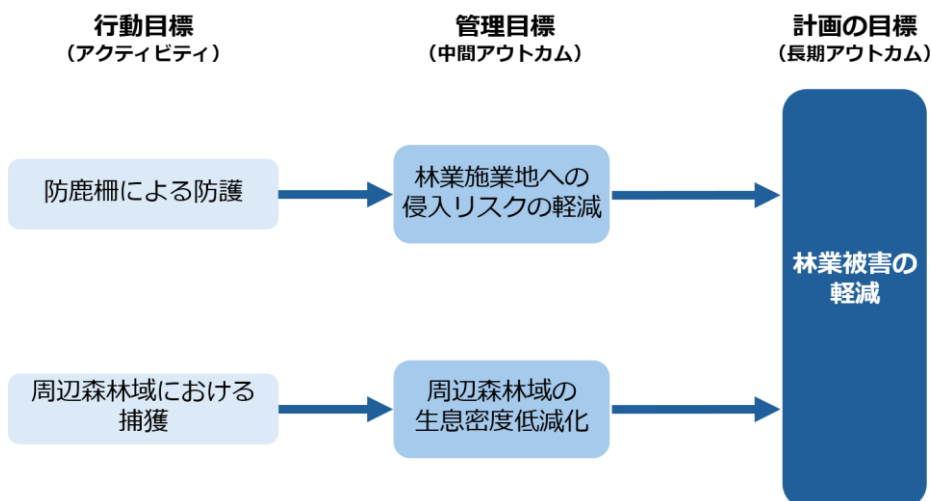


図 7 林業被害の低減化のための具体的な方策

^{*13} 稚樹・幼樹は頂芽の捕食や、樹皮剥ぎによる成長阻害や変形等、被害が出やすいため、成長段階に応じた対策が必要となる。柵による防護には、植林地を広く囲うゾーンディフェンス、小規模の柵囲いを複数設けることでニホンジカの移動経路を確保し、侵入を避けるパッチディフェンス、そして個々の苗に設置する単木防護が挙げられる。植林地は傾斜地やアクセス困難地が多いため、状況に応じて費用対効果の高い方法を選択する必要がある。

1 1 モニタリング等の調査研究

生息分布状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することは、計画的なニホンジカの管理に不可欠である。そのため、県は、モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を分析・評価することとする。現在実施している狩猟の出猟カレンダー調査や痕跡密度調査等を継続し、個体群動態の推移把握のための多角的なデータ収集に努める。

さらに、県は市町村や農業従事者、関係団体とも連携し、ニホンジカによる被害状況などを把握するため、被害状況のモニタリング体制の構築について検討する。

1 2 その他管理のために必要な事項

(1) 捕獲の担い手確保

本県では、近年、狩猟免許所持者は増加傾向にある一方、狩猟者登録者数は横ばいとなっている。今後、目標の達成に向け、捕獲圧を強化し、持続可能な野生鳥獣の保護管理を推進していくためには、新たな担い手の確保が極めて重要である。

現在、県では狩猟免許試験事前講習会、狩猟初心者向けの研修会及び巻狩りによる捕獲の実践研修会などを開催しており、今後も関係団体や市町村等と緊密に連携しながら、担い手の確保・育成に努める。また、広域的な個体数調整に迅速かつ柔軟に対応できるよう、捕獲技術の向上や効果的な広域捕獲体制の構築を推進する。

(2) 捕獲従事者等へのルールの徹底

捕獲個体の放置や柵などで囲まれた土地又は作物のある土地への無断侵入などが発生しないよう、県は、狩猟免許更新講習等の機会を活用し、狩猟者へルールの徹底についての周知を図る。民家や農地等の周辺で活動する際には、土地への立ち入りや使用する猟具・猟犬の管理に細心の注意を払い、居住者等への安全確保に十分配慮するよう指導する。また、捕獲したニホンジカの埋設が不十分な場合、クマなどを呼び寄せてしまう恐れがあるため、県は、適切な処理が行われるよう、処分方法について、周知を図る。

(3) 錯誤捕獲への対応

県は、ツキノワグマやカモシカなどの錯誤捕獲のおそれがある場合には、出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導す

る。

錯誤捕獲が発生した場合は、専門家の協力のもと、速やかに対応ができる体制を平時から構築する。

(4) ダニ媒介等の感染症への注意喚起、対策等

ニホンジカに寄生するマダニは重症熱性血小板減少症候群（SFTS）をはじめとする様々な感染症を媒介する。捕獲作業や解体作業等に伴い、ダニ媒介等の感染症に感染する危険性があることから、県は、狩猟者や捕獲従事者等に対し注意喚起を行う。

資料編

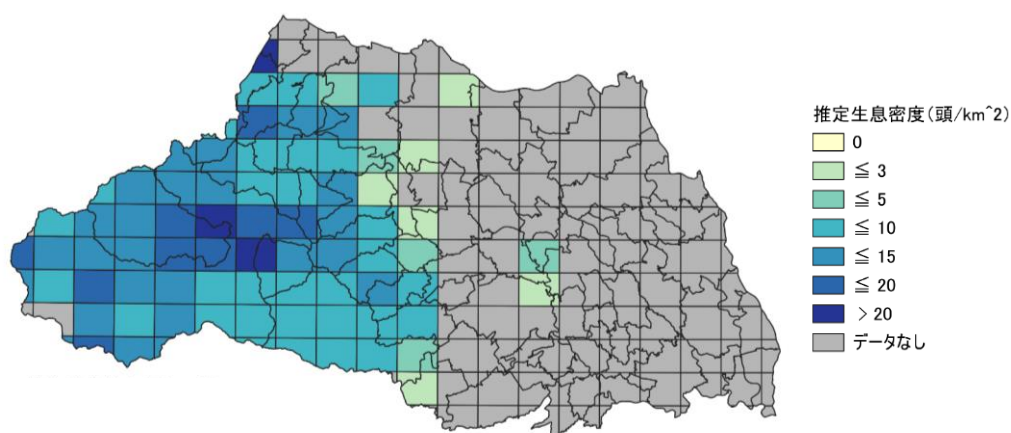
資 1 県内におけるニホンジカ生息状況

(1) 個体数推計

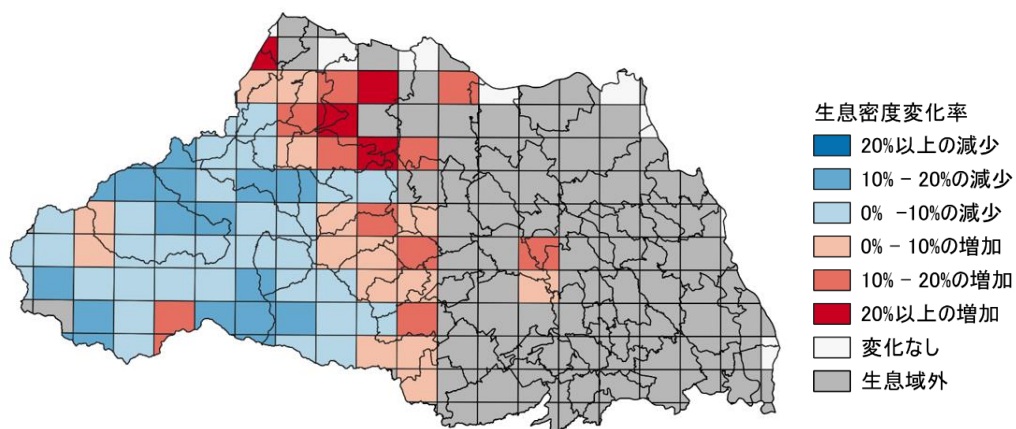
年度	推定個体数【中央値】
H19	5,921 (4,410-9,860) 頭
H20	6,585 (4,897-10,987) 頭
H21	7,183 (5,308-12,103) 頭
H22	7,958 (5,876-13,409) 頭
H23	8,814 (6,507-14,819) 頭
H24	9,955 (7,416-16,474) 頭
H25	11,278 (8,509-18,217) 頭
H26	12,547 (9,598-19,827) 頭
H27	13,554 (10,475-21,000) 頭
H28	14,313 (11,168-21,849) 頭
H29	14,877 (11,704-22,366) 頭
H30	15,342 (12,201-22,680) 頭
R1	15,421 (12,372-22,572) 頭
R2	14,966 (12,012-21,945) 頭
R3	14,010 (11,114-20,812) 頭
R4	13,089 (10,153-19,902) 頭
R5	12,360 (9,263-19,344) 頭
R6	11,690 (8,239-19,005) 頭

資料 表 1 階層ベイズモデルにより推定されたニホンジカの個体数

(2) 生息密度

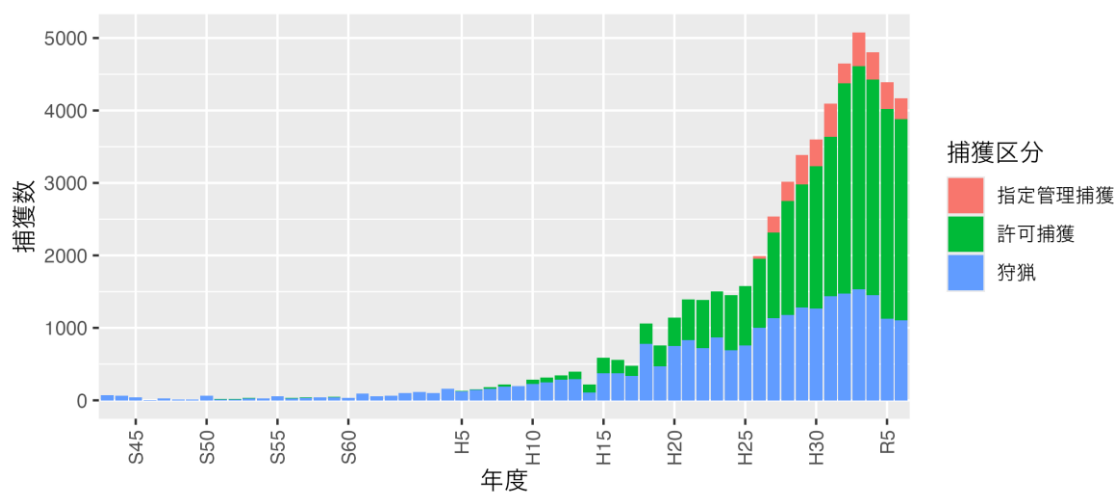


資料 図 1 令和6年度におけるメッシュ生息密度



資料 図 2 令和2年度から令和6年度におけるメッシュ生息密度の平均変化率

資 2 県内におけるニホンジカの捕獲数の推移



資料 図 3 ニホンジカの捕獲数の推移

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
狩猟	335	781	471	750	833	721	867	690	760	1,004
許可捕獲	145	281	286	392	556	661	639	765	817	951
指定管理*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33
合計	480	1,062	757	1,142	1,389	1,382	1,506	1,455	1,577	1,988
年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
狩猟	1,131	1,179	1,285	1,270	1,433	1,475	1,532	1,449	1,126	1,102
許可捕獲	1,182	1,572	1,691	1,964	2,204	2,899	3,078	2,980	2,893	2,778
指定管理*	221	263	411	365	457	274	465	375	374	289
合計	2,534	3,014	3,387	3,599	4,094	4,648	5,075	4,804	4,393	4,169

資料 表 2 区分別ニホンジカの捕獲数の推移

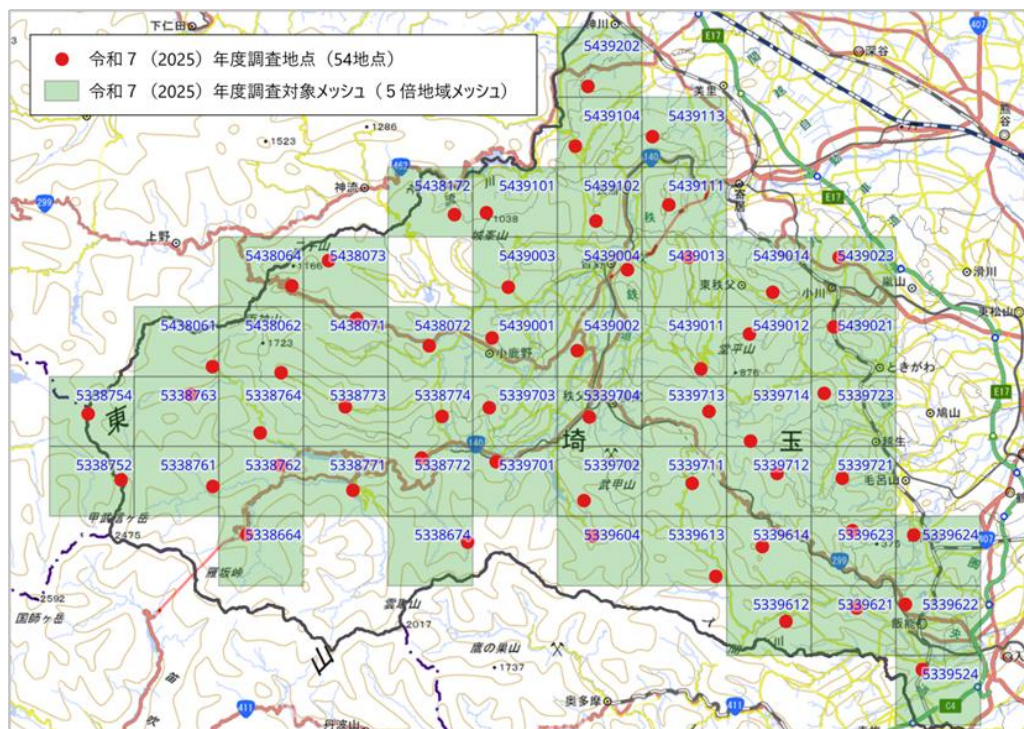
資 3 県内におけるニホンジカの被害状況

(1) 植生被害

ア 実施概要

本県では、ニホンジカによる植生への影響を把握するため、自然植生被害等調査を実施している。

自然植生被害等調査は、20m×20mの調査区内で下層植生の被度やシカによる採食痕等の調査項目について記録し、シカの植生への影響を把握する調査である。本県では、植生被害等の経年変化を検証するために狩猟メッシュ（5倍地域メッシュ）を単位として、平成27年度に75メッシュで選定したうえで、各メッシュに20m×20mの調査区を1地点設定し、調査を実施した。令和3年度では75メッシュからアクセスや林分状況から判断した適当な52メッシュを選定し、調査を実施した。第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の計画期間内である令和4年度では2メッシュを追加した54メッシュ、同じく計画期間の令和7年度では継続して54メッシュの調査範囲で調査を実施した（資料図4）。



資料 図 4 令和 7 年度の調査実施地点

本調査は植生被害の広域評価を目的とし継続的に実施していくため、令和 3 年度から広域植生モニタリングの手法を採用している。調査は環境省が実施した「平成 26 年度関東山地ニホンジカの広域保護管理検討調査業務」でまとめられた広域植生モニタリング実施マニュアルに基づく手法を用いて実施した（資料表 3）。

調査項目	調査内容	記録基準
被度	高木層・低木層・草本層の被度	0% / 1-25% / 25-50% / 50%以上
ササ	被度	0% / 1-25% / 25-50% / 50%以上
	種名	
	優占度	優占している/していない
	状態	健全/矮性化/枯死桿あり/ほぼ全枯れ
開花結実	草本層における あり/なし	あり/なし
	種名	分かる場合に記載
不嗜好性植物	あり/なし	アセビ/シャクナゲ/マルバダケブキ/テンナンショウ属/マツカゼソウ/バイケイソウ/フタリスズカ/イケマ/トリカブト属/その他
	優占度	
地表層	植物と落ち葉の被覆	50%以上/50%未満
	土壌流出	あり/なし
シカ痕跡	あり/なし	なし/糞/足跡/シカ道/毛/声/目視
ディアライン	あり/なし	明瞭/なし/よくわからない
剥皮	太い・古い/太い・新しいの剥皮割合	0% / 1-25% / 25-50% / 50%以上
	細い・古い/細い・新しいの剥皮割合	
採食痕	低木層・草本層別に あり/なし	あり/なし（1年以内の採食痕に限る）
	種名	分かる場合に記載
影響度ランク	短期区分	3ランク（全階層における1年以内のシカの痕跡の程度より判別）
	長期区分	6ランク（シカによる累積的な植生への影響より判別）

資料 表 3 広域植生モニタリングの調査項目

調査項目のうち、植生への影響度ランクは短期区分と長期区分をそれぞれ設定し、調査区内のシカによる植生への影響度を評価した。（資料表4）。

影響度ランクの短期区分（以下、「短期影響度」）は、直近1年以内におけるニホンジカの痕跡の有無と程度を0～2の三段階で評価した指標で、直近でのシカの生息と利用が確認できる。また、シカによる森林被害を評価するうえで重要なのは、その影響が不可逆的（元に戻りにくい）な性質をもっている点にある。植生の衰退は、長期にわたりシカの影響が累積的に進行して起こるが、ひとたび臨界点を超えて林床の裸地化や不嗜好性種の優占といったレジームシフトが起きると、その後シカの採食圧が低下しても植生は速やかには回復しない。影響度ランクの長期区分（以下、「長期影響度」）は、この累積的な影響が現在どのステージにあるのかを評価する指標となる。

短期区分	全階層における1年以内の採食痕、剥皮、角こすり	長期区分	木本の矮性化、枯死、不嗜好性の繁茂等
0	なし。	0	従来の植生が維持されている。高木性樹種の稚樹が生育。更新可能な状態。
1	少量見られる。部分的に見られる。	1	低木、スズタケに矮性化が見られる。不嗜好性以外の草本が小型化して非開花個体が増える。
2	目立つ。採食可能個体の半数以上に痕跡がある。	2	樹木に古新の樹皮剥ぎが目立つ。スズタケに枯死個体が見られ、他のササに矮性化が見られる。不嗜好性以外の草本の開花個体なし。
—	—	3	樹木に枯死個体を確認できる。スズタケは枯死個体が目立つ。不嗜好性植物が目立つ。ディアラインができる。
—	—	4	樹木に枯死個体が目立つ。全てのササ種に枯死個体が見られる。土壌侵食が見られ、これにより木本の根が露出。
—	—	5	植物がほぼ枯死。地表土壌が流出し、裸地（岩山）に近い状態になる。

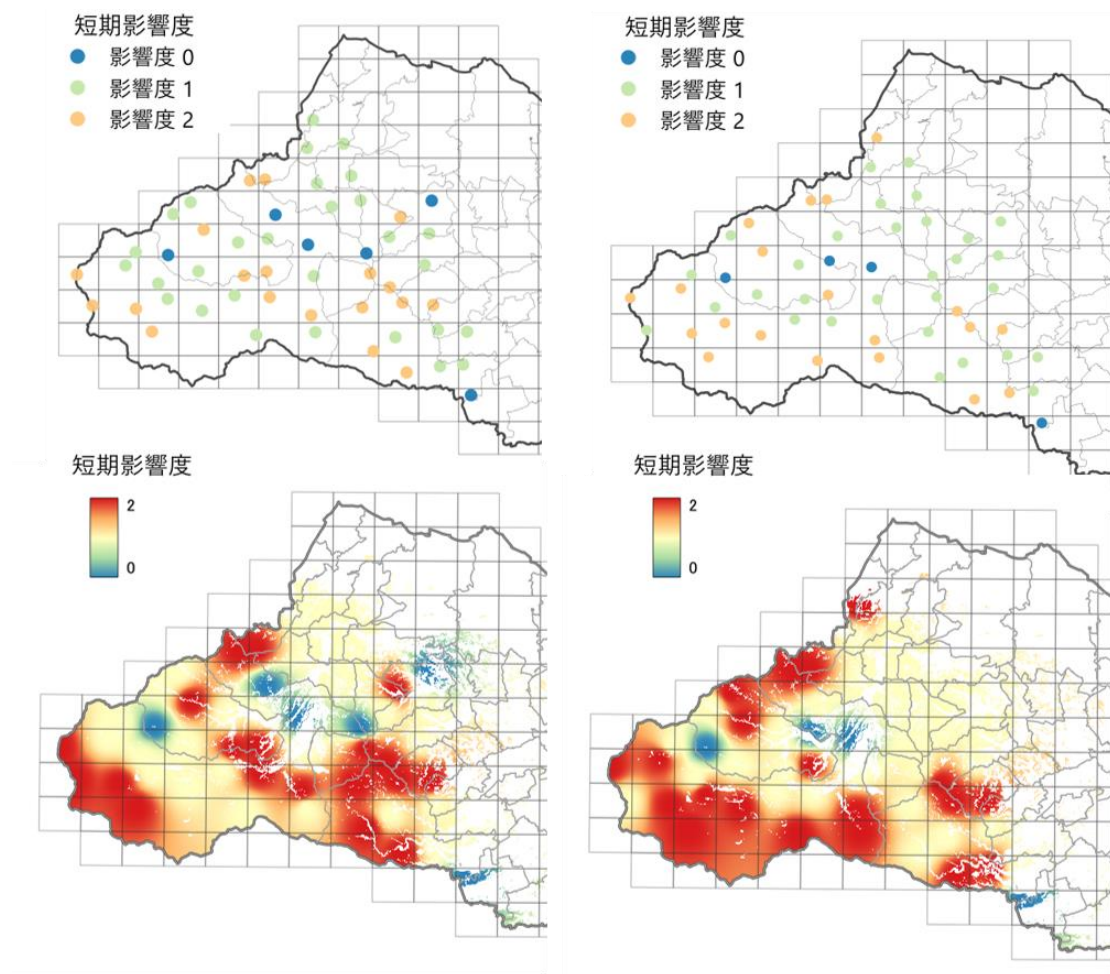
資料 表 4 植生への影響度ランク

イ 自然植生等調査結果

本項目では、第3次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の計画期間内に実施した令和4年度と令和7年度の自然植生被害等調査の結果を記載する。

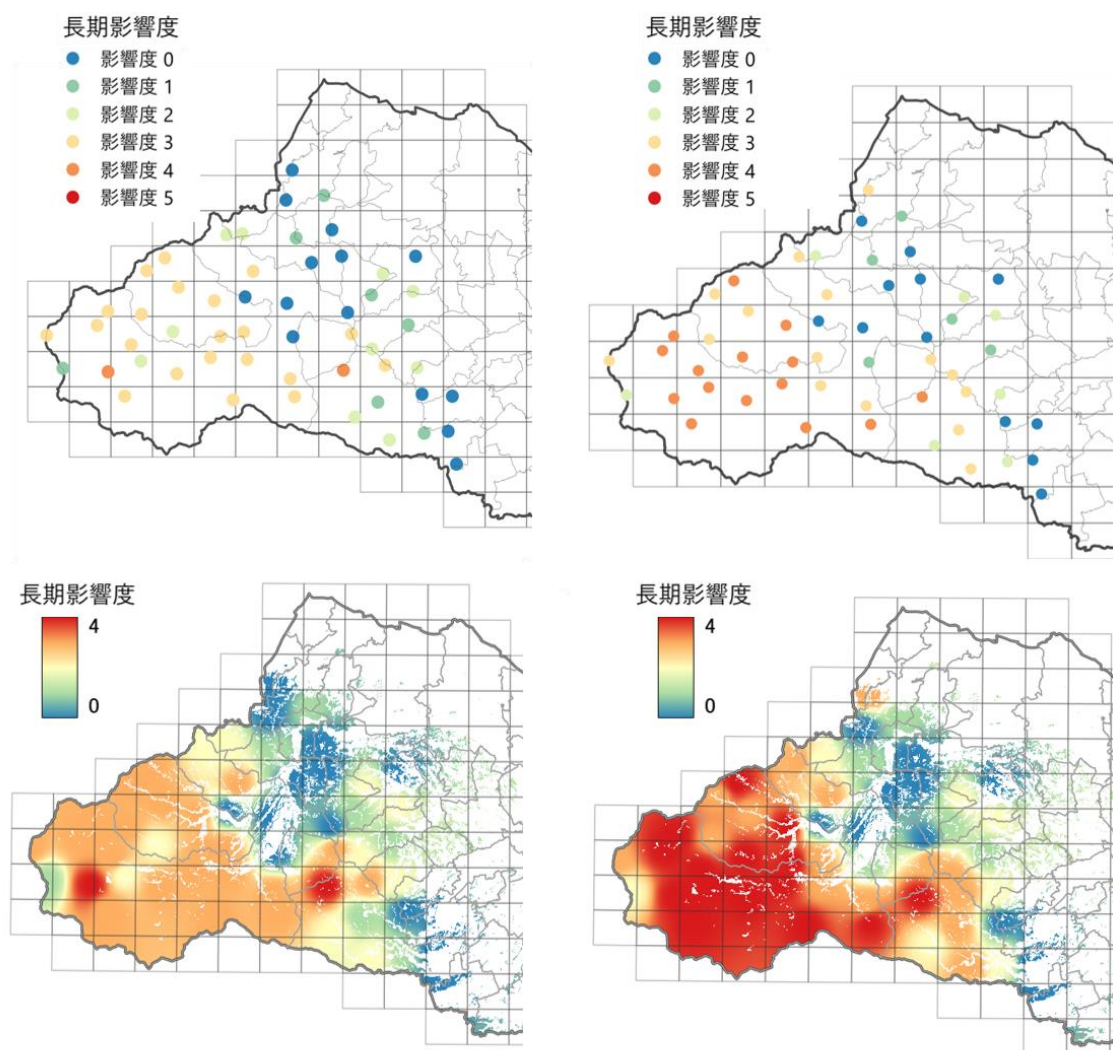
結果は短期影響度および長期影響度のそれぞれについて、調査地点ごとの影響度ランクとそのポイントデータから空間補間（IDW 補間）を行い、森林面積で抽出したものを図化した（資料図5、資料図6）。

両年度の短期影響度を比較すると、令和4年度時点では高い影響を示すエリアが散在していたが、令和7年度では、これらの影響度が高いエリアが面的に繋がり、県西部の広範囲が直近で高い採食圧下にあることが示された。これは、シカの生息密度が高止まり、あるいはさらに増加し、採食行動が面的に拡大していることを示している。



資料 図 5 ニホンジカによる植生への短期影響度
(左：令和4年度、右：令和7年度)

短期影響度がその年のシカの利用頻度を示すのに対し、長期影響度は過去からの採食圧が累積し、植生が不可逆的に失われた状態（裸地化や不嗜好種の優占等）までの植生の衰退レベルを示している。両年度の長期影響度を比較すると、令和4年度時点で影響が高かった地域を核として、令和7年度には秩父市、小鹿野町、飯能市の一部で影響度4を示すエリアが拡大した。

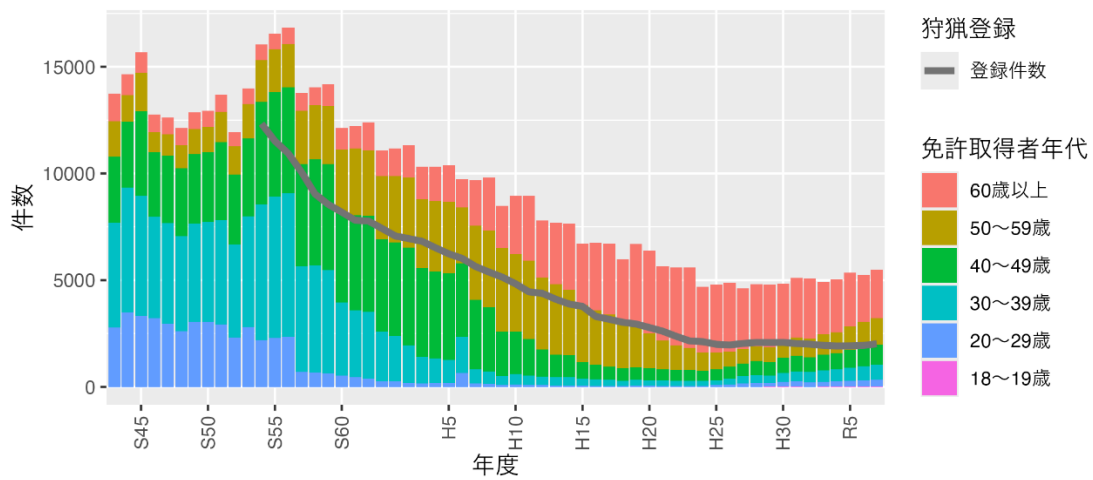


資料 図 6 ニホンジカによる植生への長期影響度
(左：令和4年度、右：令和7年度)

資 4 捕獲従事者状況

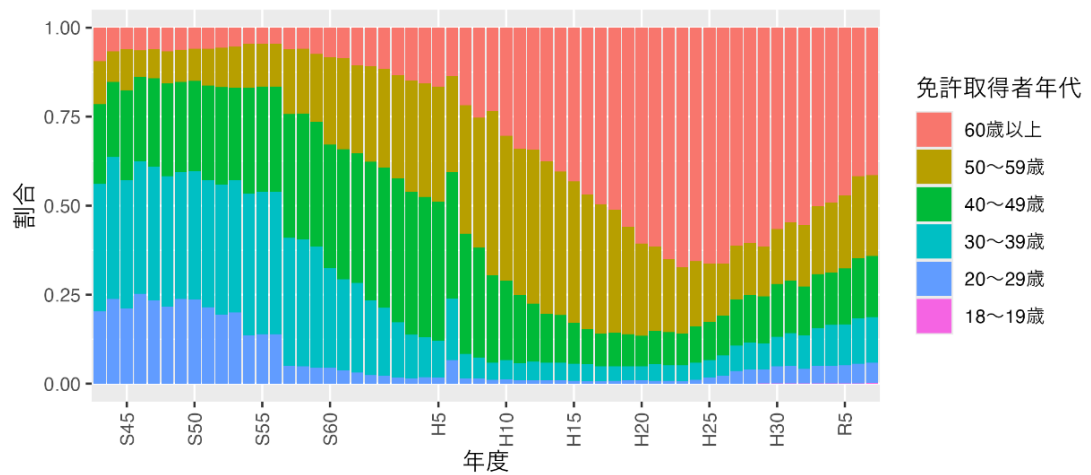
狩猟免許発行件数は、最多だった昭和56年度以降は減少が続き、最少となった平成27年度に4,612件となったが、平成28年度以降はわずかながら増加傾向に転じ、令和7年度には5,508件となった(資料図7)。

狩猟登録件数は免許発行件数と同様、減少傾向が続いていたが、1,916件となった令和4年度以降は微増傾向に転じ、令和7年度には2,016件となった(資料図7)



資料 図 7 狩猟免許発行件数及び狩猟登録件数の推移

平成27年度にわな・網免許取得年齢制限が18歳に引き下げられて以降、20歳未満の件数は徐々に増えており、令和7年度には9件の発行があった。また、平成23年度を境に60歳以上の割合が下がっており、20～39歳の取得者の割合が上昇している（資料図8）。



資料 図 8 狩猟免許発行件数及び狩猟登録件数の推移